

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03367

研究課題名（和文）刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律

研究課題名（英文）Legal regulation on data analysis in criminal procedure

研究代表者

池田 公博（IKEDA, KIMIHIRO）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：70302643

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：刑事手続において、獲得された情報の利用に法的規律を及ぼす必要性を検討するための枠組みを定立した。とりわけ、個人情報保護法分野における規律を踏まえながら、情報の収集・突合を秘密裏に行うべき刑事手続の特性に応じた規律のあり方を検討することが重要であるとした。また獲得情報を利用する可能性を生じさせること自体は、情報獲得の手段を制限すべき理由にならないことを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、IT技術の進展に伴い個人情報を含むデータの利活用が社会的に広く用いられる中、犯罪捜査活動により得られた情報の取扱いについて、法律にどのような規律が設けられるべきかを検討したものである。現在行われている具体的な捜査活動（GPS捜査や張り込み等による秘密裏の行動確認など）、および、諸外国の状況を踏まえつつ、情報獲得手段そのものと、獲得情報利用のあり方の両側面を念頭に、それらがいずれも適正に実施され、刑事司法制度が国民の利益に資するものとして運用されるために、それらに及ぶ法的規律あるいは統制が備えられるべき内容を明らかにしたものである。

研究成果の概要（英文）：This research established a framework for examining the need for legal basis in the use of information acquired in criminal procedure. In particular, it was made clear that it is important to consider the discipline according to the characteristics of the criminal procedural measures to collect information secretly, while taking into account the need for personal information protection. It was also pointed out that the possibility of using the acquired information is not a reason to limit the means of acquiring information.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：捜査法 任意捜査 個人情報 強制処分

様式 C - 19, F - 19 - 1, Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) データは、それが個別的断片的なものにとどまる限り、その持つ意味は限定的である。しかしそれらを蓄積して分析することによって、新たな意味を導き出すことができる。たとえば複数台の防犯カメラ映像の記録を突合することで、一定期間内の特定人の行動記録を導くことができる。

こうしたデータ分析の手法は、犯罪事実の解明を目的として行われる刑事手続において、捜査の遂行や証拠の収集する上でも有用であり、また IT 技術の伸長や統計的分析手法の普及も背景として、実際に活用されてもいる。他方で、近年、行政機関や企業に蓄積された個人情報について、それが漏洩等のリスクから適切に守られることへの関心も高まり、法律が整備されるとともに（個人情報の保護に関する法律および行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）、判例の見解も示されている（いわゆる住基ネット判決（最判平成 20 年 3 月 6 日民集 62 巻 3 号 665 頁））。また、平成 25 年に制定されたマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に対する報道等の反応を見ると、個々のデータが特定の指標を軸に集積されることによって、個々のデータが持っていた意味を超えて、自分に関する新たな情報が、自分の知らないところで引き出されてしまうことに対する、忌避感も見受けられる状況にあった。そのため、刑事手続との関係でも、個人情報保護の観点も踏まえ、獲得された情報の取扱いについての法的規律を明らかにする必要があると考えられる。

(2) もっとも、現行の犯罪捜査・立証にかかる法的規律は、搜索や差押え、検証や通信傍受といった、情報等の獲得を可能にする手法の統制を念頭に置くものである一方、これらの手法を通じて得られた資料や情報を、その後どのように扱うかについては、必ずしも十分な規定を置いていない。その背景には、すでに獲得された資料等について、不要になった後も返さないのは不当としても、利用が続く限り、それは獲得の本来の目的にかなうものでありこそすれ、新たに法的統制を要する事態が生じているとはいえない、との考えを見て取ることもできる（「取得時中心主義」といわれる。山本龍彦「監視捜査における情報取得行為の意味」法律時報 87 巻 5 号 60 頁）。

しかし、刑事手続以外の分野でデータの取扱いについての法整備が進む状況の中で、刑事司法分野において必要な措置を効率的に実施するためにも、他分野の動向を踏まえた対応を検討し、その透明性を確保する必要がある。とりわけ、データ分析を活用するに際して、データの漏えいや、分析を通じた新たな情報の引き出しに対する忌避感に適切に対処することを可能にする、具体的な法的規律の在り方が示される必要性が高まっているものといえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、主として次に掲げるところにある

(1) 立法の要否を判断するための枠組みの提示

刑事手続におけるデータ分析の利活用に及ぼされる法的規律として、立法による対応が必要か否かを判断する枠組みを提示する。従来、特定の捜査手法を用いるために、法律上の根拠が必要か否かは、当該手法が、刑訴法 197 条 1 項但書により、その実施のためには「この法律に特別の定」が必要とされる「強制の処分」、すなわち、処分の対象者の重要な権利利益を実質的に侵害する処分といえるかによって判断されてきた（強制処分法定主義）。しかし、すでに獲得されたデータの利活用は、それにより新たな権利の制約が生じることとなるか、仮に生じているとしてそれが既存の強制処分に匹敵する重大な権利制約を伴うものといえるかについて、議論が緒に就いたばかりで、その帰趨を定めがたい。本研究は、強制処分法定主義との関係を踏まえつつ、同時にこれとは異なる観点から立法的対応が必要となる可能性も視野に入れ、立法の要否を判断するための枠組みの提示に向けて実施する。

(2) 立法的対応の内容の提示

刑事手続における利活用に際して、立法的対応が求められると評価されるデータ分析の手法については、そのように判断される理由とともに、求められる立法的対応の具体的な在り方を、手法ごとに類型化して提示する。

(3) 立法による以外の対応が求められる理由とその内容の提示

他方で、立法的対応が求められない類型のデータ分析手法も、およそ無制約に実施されてよいものではなく、何らかの制約のもとにおかれる必要があるとの判断に至りうる。その場合には、その手法が何らかの制約の下に置かれなければならないと考える理由（データ分析によって、データ取得に際して生じるものとは異なるものとして生じる権利制約の具体的な内容を示すことを含む）と、具体的な規律の在り方について、手法ごとに類型化して提示する。

3. 研究の方法

これまでの応募者の刑事訴訟法における研究業績を基礎として、まず、現在行われている捜査手法の実情について調査を行うとともに、個別の手法ごとに、妥当すべき法的規律を検討する。その上で、その結果を踏まえつつ、研究対象を憲法や行政法、中でも個人情報保護法といった他の分野に拡張するとともに、諸外国の実情に関する比較法的調査・検討を実施する。以上の成果を踏まえ、データ分析手法を対象とする立法論的・解釈論的な対応を行うための評価枠組の定立に向けて、研究成果の体系化を図る。

以上を通じた調査の対象としては、文献およびインターネットによるほか、海外調査や各種研究会への出席、また共同研究の場を通じて、実情に即した情報を収集するとともに、検討結果を随時公表することを通じて、研究者・実務家からの批判を仰ぎ、研究の深化を図る。

4. 研究成果

(1) 外国におけるサイバー犯罪捜査の規律に関する研究

外国、とりわけドイツにおいて採用されている規律の実情について検討し、その結果を公表する機会を得た（後掲発表論文「法的根拠を要する捜査手法 - ドイツ法との比較を中心に」、および「ドイツにおけるサイバー犯罪の捜査」）。これらの論稿では、データ獲得手法としての監視カメラ画像や GPS 記録の獲得・利用、あるいは被疑者等の利用する電子計算機等からの電磁的記録の獲得や使用状況を確認するためのソフトの利用について、法律上の根拠やその運用上の問題点についてのドイツにおける議論を紹介するとともに、我が国に対する示唆として考えられるところを論じた。

管見の限りではあるが、IT 分野での技術更新に対応し、またその成果を犯罪の捜査や立証に取り入れるために、近年のドイツにおける法整備は間断なく進められており、同時に伝統的な概念もその内容が大胆に見直される状況にある。その内容を我が国の議論に引き移すには、その他の規律のあり方との整合性も踏まえつつ慎重な検討を経る必要があるが、立法論も含めて新たな状況への対応が求められるのは我が国も同様であり、その意味で、ドイツの直面する問題状況を把握するとともに、法的な対応のあり方を明らかにすることは、有意義であったといえる。

(2) 警察により秘密裏に行われる個人の行動確認の適否に関する研究

捜査対象者の承諾を得ることなく、その使用する車両にいわゆる GPS 端末をひそかに取り付けて、当該車両の位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査手法（いわゆる GPS 捜査）について、現行法の下での位置付け、とりわけその実施可能性に関して示された最高裁大法廷判決の内容について、検討を加える機会を得た（後掲発表論文「車両位置情報の把握に向けた GPS 端末装着の強制処分該当性」）。

上記手法によって得られる位置情報は、その一つ一つは断片的なものである一方、集積することによって捜査対象者の日常的な行動のあり方を相当程度描き出すものであり、結果として捜査対象者の人物像の把握をも可能にするとして、従前は、その点にその侵害性を見出す見解も有力であった。しかし本判決は、GPS 捜査は強制処分に当たり特別の根拠規定に基づいて行われる必要があるとする一方、そのような評価を導く根拠として、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入するものである点において、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害することを挙げ、その侵害性を、情報の蓄積、及びその分析の可能性を生じさせることにはなく、情報の取得自体によって生じるものと把握するものと読み取れる判断を示した。

検討においては、とりわけ GPS 捜査によって得られる情報の性質が、特定の車両の位置であるという意味において、任意捜査として実施することができる尾行によって得られるものと大差がないにも関わらず、尾行とは異なる法的規律の下に置かれるべきであるとされたことの理由づけについて、憲法論も参照しつつ検討を加え、GPS 捜査では、尾行と異なり、位置情報を把握するまで端末の所在がわからないために、立ち入りの許されない場所で処分を違法な処分を実施してしまう可能性を排除できない点に、適法な領域の範囲で処分を思いとどまる可能性の残る尾行との間に質的な差異を見出しうると評価した。

また、捜査機関が、信仰に関する個人情報を収集し、また保管、利用することの憲法および刑事訴訟法上の問題について検討した（後掲発表論文「警察によるイスラム教徒の個人情報の収集・保管・利用の合憲性」）。捜査機関による情報の収集は、事後の突合・分析を視野に行われるものであるから、事後的な利用が行われることから直ちに収集自体が許されないとする議論は当を得たものとはいいがたく、利用の統制はそれ自体として検討される必要があるとの考えを述べた。

(3) 「強制処分」の意義に関する研究

我が国における判例の展開や個人情報保護分野における立法の進展を踏まえて行った検討について、日本刑法学会第 96 回大会でその内容を報告し（後掲学会発表「『強制処分法定』の根

拠と適用基準」), 追ってその内容を公刊した(後掲発表論文「『強制処分法定』の根拠と適用基準」)。

証拠物等の取得にかかる規律のみならず, 取得後の証拠物の利用のあり方についても, 取得とは区別された根拠規定がなければこれを行うことができないものと解すべきかについて, 個人情報保護法分野の知見も参照しつつ検討した。その上で, 個人情報保護の要請は, 現時点では法律上もなお, 刑事手続における取得情報の利用との関係で貫徹されているものではなく, その意味で情報の利用に明文の規定による制約は置かれておらず, また, 今後の個人情報保護の利益についての憲法・刑事訴訟法分野の理解の進展により, 情報利用を規律する法規定が求められることがあるとしても, 適切な法整備を行うための一定の時間的猶予は設けられるべきであり, またその間も, 取得情報の利用にかかる法的規律が存在しないことを理由に, 情報の取得そのものが禁じられるべきものではないことを述べた。もっとも同時に, 仮に強制の処分に当たらないとされる捜査手法であっても, 何らかの権利を侵害しまたは侵害するおそれがあることに鑑みれば, 無制約に行われてよいものではないため, (行政機関の内部規律を含む広い意味の) 捜査法が, 予め許容限度を明示する規律を置くことも, 今後その役割として求められることになるとの見解を示した。

他方で, 現実の捜査の過程で用いられた手法が強制処分に当たるかの判断において, 判例・学説を通じて考慮されてきた「被処分者の意思」の位置付け, とりわけその「制圧」を伴うことの持つ意味についての検討を公表した(後掲発表論文「捜査対象者の同意と捜査手法の適否」)。強制処分とは被処分者の重要な法的利益を実質的に制約するものであり, そうであるがゆえにその実施には法律上の根拠が必要とされることになるものである一方, 特定の捜査手法の実施が被処分者の意思に基づいて受容される場合には, 当該手法を強制的に実施されたものとはいえない。そして, 処分が被処分者の意思を「制圧」して行われる処分が「強制」的なものとされるのは, それが被処分者の意思に基づいて受容されたとみる余地がないためであるといえる。このような意味で理解される「意思の制圧」は, 捜査機関が被処分者に対面して処分を実施する際にその有無が問われる一方, 秘密裏に(密行的に)実施される処分は, 被処分者が処分の存在を知り得ずその意思に基づき処分の実施を受容する余地もない以上, 常にそれを伴うことになる。以上より, 「意思の制圧」の概念が, 対面型の処分との関係のみならず, 密行的な処分との関係でも, 具体的な処分の強制処分該当性を判断するために適用されうるものであることを明らかにし, この概念が汎用的な指標(の一つ)といえるとの理解を示した。

(4)その他

以上の検討は, 刑事訴訟法学, 中でも捜査法分野の基本問題に関する理論的な考察を深化させたものであり, その成果は, 教育用書籍の編集・執筆にあたっても参照されている(後掲図書『ケースブック刑事訴訟法〔第5版〕』)。

以上を通じて得られた, 現段階での検討の成果としては, 情報の取得と利用は, それぞれに適正な規律が妥当すべきであるとしても, 獲得された情報の利用について特段の規制が存在しないことが, 直ちに獲得手段の規制(禁止)に連動するものではないという理解に立つのが適切であり, 利用の規制が設けられるべきであるとするれば, そうしなければ取得自体が禁じられるという議論によってその動機付けを図るよりも, そうした規律自体の理論面, 政策面からの必要性および妥当性を正面から論じるべきであるとする理解を明らかにした点が挙げられる。

その上で, 以上をまとめると, 上記成果(1)(2)は, 情報獲得・利用およびこれに対する法的統制のあり方に関する現代的状況の把握に向けられたものである一方, 成果(3)は, それらを踏まえつつ, 今後の捜査法の果たすべき役割を明らかにするために, 立法論的枠組の定立をも含むものとして行われた検討の成果であり, これらが全体として, 上記研究目的(1)(2)(3)の実現に資するものと位置付けられる。また成果(4)は, それらの理論的な成果を, 教育を通じて社会に還元する取り組みとしての意義を有するものといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 池田公博	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 「強制処分法定」の根拠と適用基準	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 378-397
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田公博	4. 巻 -
2. 論文標題 捜査対象者の同意と捜査手法の適否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 井上正仁先生古稀祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 233-251
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田公博	4. 巻 -
2. 論文標題 警察によるイスラム教徒の個人情報の収集・保管・利用の合憲性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 メディア判例百選〔第2版〕	6. 最初と最後の頁 92-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池田公博	4. 巻 444
2. 論文標題 車両位置情報の把握に向けたGPS端末装着の強制処分該当性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 72-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 51
2. 論文標題 ドイツにおけるサイバー犯罪の捜査	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 55巻3号
2. 論文標題 法的根拠を要する捜査手法—ドイツ法との比較を中心に	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 410-422
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 池田公博
2. 発表標題 「強制処分法定」の根拠と適用基準
3. 学会等名 日本刑法学会第96回大会分科会II「『強制処分』の概念とその規律」
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 井上 正仁、酒巻 匡、大澤 裕、川出 敏裕、堀江 慎司、池田 公博、笹倉 宏紀	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 728
3. 書名 ケースブック刑事訴訟法〔第5版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----